

公益社団法人日本フェンシング協会
審判員規程細則

公益社団法人日本フェンシング協会審判員規程（以下、「審判員規程」という）に関して、以下の通り細則を定める。

なお、本細則における用語の意義は、審判員規程の定義によるものとする。

1. 公認審判員の資格

ライセンス種別	資格範囲
A級	全日本選手権大会、国民スポーツ大会等の主要大会において、全ての試合で審判をすることができる。
B級	全日本選手権大会、国民スポーツ大会等の主要大会において、原則として準決勝までの試合の審判をすることができる。
P級及びC級	全日本選手権大会、国民スポーツ大会等の主要大会において、原則として準々決勝までの試合の審判をすることができる。
E級	原則として主要大会以外の試合の審判をすることができる。

※下級資格者においても高いスキルや将来性を有する審判員については、資格範囲以上の試合を担当することができる。ただし当該試合における資格を有する審判員の指導監督のもとで行わなければならない。

2. 公認審判員の審査料

	審査料		
	1種目	2種目	3種目
講習受講料	4,000円		
受験料	3,000円	6,000円	9,000円

※講習のみを受講し受験しない者、及びは受験したが認定されなかった者は、同年度内であれば新たに講習を受講せずに審判試験を受験することができる。

3. 公認審判員の認定要件

ライセンス種別	認定要件
共通	・協会の登録会員であり、且つ満15歳以上であること
A級	・B級認定から2年以上経過していること ・過去2年間の審判実績が優秀であると委員会が評価していること ・国際審判員試験に合格した者
B級	・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が80点以上であること
P級	・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が75点以上であること ※P級認定された場合、認定後の2年間で委員会が指定する競技会の審判業務において、十分な審判技能を有していると判断される場合にB級と認定する。ただし、2年を経過しB級に認定されない場合は、C級として認定する。
C級	・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が65点以上であること
E級	・委員会が指定する講習会を受講すること ・委員会が実施する試験の結果が55点以上であること

4. 公認審判員の審査について

公認審判員の審査は、日本協会が主催する大会中に行うこともできる。その際の審査内容は、筆記・口頭試験、ビデオ分析試験、実地試験の3部で構成する。

筆記・口頭とビデオ分析試験に合格した候補者だけが引き続き実地試験が許される。

実地試験は、FJEが主催する大会中に（原則、予選プール戦での審判業務を対象とする）行なわれ、候補者は特別にその時だけの公認ライセンスを受ける。

実地試験中、候補者は試験官の観察下で業務がおこなわれ、試験官により判定の変更等もある。

5. 公認審判員の初年度登録費

ライセンス種別	登録費
国際審判員	¥10,000
A級	¥8,000
B級	¥5,000
P級	¥3,000
C級	¥3,000
E級	¥3,000

注：登録費は、徽章等の手数料を含む。

複数の種目のライセンスを登録する場合には、各種目において認定された資格の中から最も上級のライセンスに応じた登録費を支払う。

ライセンスを変更して登録する場合には、変更後のライセンスの登録費と変更前のライセンスの登録費との差額を支払う。

新規に認定されたライセンスの登録までの猶予期間は1年以内とし、以降は失効する。

6. 資格の更新・失効・復活の要件

① 更新要件

(1) 4年ごとに更新手続きを行う（更新料：4,000円）

(2) 4年以内に下記大会の審判実績が8大会以上

- ・国民スポーツ大会（ブロック予選含む）
- ・全日本選手権大会（ブロック予選含む）
- ・日本協会主催、共催及び後援大会（年代別カテゴリーは問わない）
- ・学連主催大会（インカレ、王座決定戦、関カレ、日本学生カップ）
- ・高体連主催大会（全国高校総体、全国選抜（ブロック大会を含む））
- ・都道府県大会及びそれに準ずる大会

※更新時に審判業務実績リストを提出しなければならない。

② 失効要件

(1) 過去4年間の審判業務実績がない者

(2) 本細則5の①、(2)の審判履歴の報告に虚偽があった者

※なお、この者は2年間再受験不可とする。

(3) 審判員規程第7条第4号において特に悪質と委員会が認めた者

③ 復活要件

(1) 未登録者においては、協会登録・新規登録または更新手続きが完了した者

(2) 失効ライセンスの復活手続きが完了した者

(3) 失効年月から1年間に復活の猶予期間とし期限内に上記(1)の手続きを行うこと。

7. 名誉審判員の認定要件

資格種別	認定要件
名誉審判員	<ul style="list-style-type: none"> ・長きにわたり、審判員として特に顕著な功績があると認められること ・長きにわたり、後進の審判員の指導や審判技術向上に貢献していること ・審判員としての卓越した知識と技術を有していること ・審判員の模範となる人格、識見を有していること

8. 名誉審判員の登録費

資格種別	登録費
名誉審判員	¥30,000

※登録費の徴収は1回のみとし、以降の資格更新は不要

※徽章等の手数料を含む

9. 公認審判員の業務に係る日当

資格種別	日当	
	全国大会、それに準ずる大会等	全日本選手権等
国際審判員	13,000円	15,000円
A級	12,000円	12,000円
B級	11,000円	11,000円
P級	10,000円	10,000円
C級	10,000円	10,000円
E級	9,000円	9,000円
未登録	8,000円	—

※半日の業務については別途扱いとする。

※当該手当て規定は国内大会にのみ適用する。

※全国大会、それに準ずる大会等はFJEランキング対象大会等が該当する。

※全日本選手権等は全日本個人選手権、全日本団体選手権、国民スポーツ大会を対象とする。

※その他の大会（支部大会等）については、主催者側が上記を参考に日当を決める。

10. 表彰

- ① ルール・審判委員会委員長・副委員長・部会長が選考委員会を構成し推薦者を表彰委員会に具申する。
- ② 審判員規程第11条第2項第1号は各種目1名とする。
- ③ 審判員規程第11条第2項第1号の対象者は協会の公認審判員の中から選出する。
- ④ 審判員規程第11条第2項第2号には、FIE主催大会において準決勝以上の試合を担当した者または相応の功績を残したと委員会が認めた審判員を選出する。名誉審判員表彰もこれに該当する。

11. マスターリスト

- ① 委員会は年度当初に審判員マスターリストを作成し協会ホームページ上に公開しなければならない。
- ② マスターリストに記載される審判員は各種目8名を上限とする。

1 2. ブロック選出審判員枠一覧表 (※数字は選出人数)

国民スポーツ大会		全日本選手権大会	
北海道・東北	2	北海道・東北	2
関東	2	北関東	1
北信越	1	南関東	1
東海	1	北信越	1
近畿	2	東海	1
中国	1	近畿	2
四国	1	中国	1
九州	2	四国	1
協会	12	九州	2
		協会	12
24		24	

1 3. 国際審判員試験合格者に対する助成
国際審判員試験の合格者に対し次の助成を行う。

助成内容	渡航費、宿泊費
------	---------

- ※受験料は対象としない。
- ※国内及び渡航先での移動費、食費は対象としない。
- ※対象者は受験報告書の提出を必須とする。

平成28年 6月 1日 施行
 平成30年 4月25日一部改正
 令和 3年 3月 1日一部改正
 令和 3年 9月30日一部改正
 令和 7年 6月30日一部改正